

発行/三原市人権推進課  
編集/三原市大和人権文化センター  
所在地/三原市大和町下徳良107番地1  
電話/0847-33-1308  
FAX/0847-33-1308

# 三原市大和人権文化センターだより

## 人権講演会



講演会チラシ  
QRコード

大和人権文化センター

【にちじ】 12月13日(水) 10:00~11:30

【演題】 「一人ひとりが輝いて生きるために」

～お互いを認め合い ともに歩もう～

【講師】 一般財団法人 ヒロシマ人権財団

評議員 西迫 利孝 さん

【定員】 30人 申し込み不要 入場無料

【問い合わせ先】 大和人権文化センター TEL 0847-33-1308



本郷人権文化センター

【にちじ】 12月6日(水)  
13:30~15:00

【演題】 「同和問題を解決するために」

～今、改めて同和对策審議会答申を検証する～

【定員】 40人 申し込み不要 入場無料

【講師】

広島平和教育研究所

所長 石岡 修 さん

13時~13時30分は  
“本郷オカリナ同好会”のミニコンサート!!

【問い合わせ先】 本郷人権文化センター

TEL 0848-86-3333



三原市人権文化センター

【にちじ】 12月15日(金)  
18:30~20:00

【演題】 「性の多様性が認められる  
社会に向けて」

【定員】 60人 申し込み不要 入場無料

【講師】

広島修道大学

教授 河口 和也 さん

【問い合わせ先】 三原市人権文化センター

TEL 0848-66-1111



### 「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

### 大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

- にちじ 12月15日(金) 9:00~12:00
  - ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談・こども相談  
相談員2名で対応します。次回は、令和6年1月19日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。  
大和人権文化センター(0847-33-1308)

### 人権相談

- 人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。  
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。
- とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
  - ところ 三原市大和人権文化センター
  - 電話 0847-33-1308

# 人権のひろば



## まな 学ぼう! ESGs (持続可能な開発目標) (16)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。



### 【目標 15. 陸の豊かさを守ろう】

現在、急激に失われている陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・再生、ならびに持続可能な利用を促進するため掲げた目標です。

世界では、鳥類14%、針葉樹34%、哺乳類25%、両生類41%が絶滅の危機にさらされていると推定されています。

世界の森林面積は、産業革命以前と比べて約68%までに減少しています。森林伐採は生物多様性の絶滅や防災・地下水涵養機能の低下など様々な悪影響をもたらします。

また、現代は生物の大量絶滅期と呼ばれており、実に約25%、100万種に絶滅の危険性があるといわれています。生物の多様性は生態系を機能させるうえで極めて重要であり、生物多様性が失われることで自然からの恵みも失われます。

私たちにできることはどんなことがあるのでしょうか。①生態系に配慮された商品の購入です。例えば、紙や木材であればFSC認証を取得したもの、野菜や果物であれば有機JASマークのあるものを購入することが生態系の保全につながります。②ゴミを減らすことも重要です。ゴミを燃やすときにはたくさんの二酸化炭素が発生します。使い捨て商品避けたり、買い物時はマイバックを携帯するようにしましょう。③庭・バルコニーでの植栽を始めてみませんか。庭の木や花壇の花が地域の生態系を支える重要な役割を担っているそうです。身近な生活空間の中で、可能な範囲で自然生態系を作ってみましょう。

(出典:公益社団法人日本ユニセフ協会ホームページ「持続可能な世界 SDGs CLUB」、朝日新聞デジタル【SDGS ACTION!】)

## ★きょうは何の日? 12月 人権カレンダー



周知ポスター  
QRコード

### 12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。